

児童手当法の一部を改正する法律案新旧対照条文 目次

一	児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）	1
二	郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第百二号）	6
三	地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）	7
四	地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）	8
五	健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）	9
六	雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第 号）	10

児童手当法の一部を改正する法律案 新旧対照条文

○児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>2 (略)</p> <p>第六條 児童手当は、月を単位として支給するものとし、その額は、一月につき、一万円に児童手当の支給要件に該当する者（以下「受給資格者」という。）に係る支給要件児童のうち三歳に満たない児童の数を乗じて得た額とする。</p>	<p>2 (略)</p> <p>第六條 児童手当は、月を単位として支給するものとし、その額は、一月につき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額とする。</p> <p>一 児童手当の支給要件に該当する者（以下「受給資格者」という。）に係る支給要件児童のすべてが三歳に満たない児童である場合 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる額</p> <p>イ 当該三歳に満たない児童が一人又は二人いる場合 五千円に当該三歳に満たない児童の数を乗じて得た額</p> <p>ロ 当該三歳に満たない児童が三人以上いる場合 一万円に当該三歳に満たない児童の数を乗じて得た額から、一万円を控除して得た額</p> <p>二 受給資格者に係る支給要件児童のうちに三歳以上の児童（月の初日に生まれた児童については、出生の日から三年を経過した児童とする。以下同じ。）がいる場合 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる額</p> <p>イ 当該三歳以上の児童が一人いる場合 一万円に当該支給要件児童のうち三歳に満たない児童の数を乗じて得た額から、五千円を控除して得た額</p> <p>ロ 当該三歳以上の児童が二人以上いる場合 一万円に当該支給要件児童のうち三歳に満たない児童の数を乗じて得た額</p>

附 則

(三歳以上小学校修了前の児童に係る特例給付)

第七条 当分の間、次の各号のいずれかに該当する者であつて日本国内に住所を有するものに対し、児童手当に相当する給付を行う。

一 次のイ又はロに掲げる児童(以下この条において「小学校修了前特例給付支給要件児童」という。)を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母

イ 三歳以上の児童(月の初日に生まれた児童については、出生の日から三年を経過した児童とする。)であつて十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者(以下この条において「三歳以上小学校修了前の児童」という。)

ロ (略)

二・三 (略)

2・3 (略)

4 第一項の給付は、月を単位として支給するものとし、その額は、一月につき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額とする。

一 第一項の給付の支給要件に該当する者(次号において「小学校修了前特例給付受給資格者」という。)に係る小学校修了前特例給付支給要件児童のすべてが三歳以上小学校修了前の児童である場合  
次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる額

イ 当該三歳以上小学校修了前の児童が一人又は二人いる場合 五千円に当該三歳以上小学校修了前の児童の数を乗じて得た額

ロ 当該三歳以上小学校修了前の児童が三人以上いる場合 一万円に当該三歳以上小学校修了前の児童の数を乗じて得た額から、一万円を控除して得た額

二 小学校修了前特例給付受給資格者に係る小学校修了前特例給付支給要件児童のうちに十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した児童がいる場合 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ

附 則

(三歳以上小学校修了前の児童に係る特例給付)

第七条 当分の間、次の各号のいずれかに該当する者であつて日本国内に住所を有するものに対し、児童手当に相当する給付を行う。

一 次のイ又はロに掲げる児童(以下「小学校修了前特例給付支給要件児童」という。)を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母

イ 三歳以上の児童であつて十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者(以下「三歳以上小学校修了前の児童」という。)

ロ (略)

二・三 (略)

2・3 (略)

、それぞれイ又はロに掲げる額

イ 当該十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した児童が一人いる場合 一万円に当該小学校修了前特例給付支給要件児童のうち三歳以上小学校修了前の児童の数を乗じて得た額から、五千円を控除して得た額

ロ 当該十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した児童が二人以上いる場合 一万円に当該小学校修了前特例給付支給要件児童のうち三歳以上小学校修了前の児童の数を乗じて得た額

5| 第四条第二項、第六条第二項、第七条から第十九条まで（第十八条第一項及び第五項を除く。）、第二十二條第一項、第二十三條から第二十九條まで及び第三十條の規定は、第一項の給付について準用する。この場合において、第十八條第二項中「被用者等でない者（被用者又は公務員でない者をいう。以下同じ。）」とあるのは「公務員でない者」と、第十九條中「第八條第一項の規定により支給する児童手当の支給に要する費用のうち、被用者に対する費用についてはその十分の八に相当する額を、被用者等でない者に対する費用についてはその三分の一に相当する額を、それぞれ」とあるのは「附則第七條第五項において準用する第八條第一項の規定により行う附則第七條第一項の給付に要する費用についてはその三分の一に相当する額を」と、第二十六條第一項中「被用者等でない者」とあるのは「被用者等でない者（被用者又は公務員でない者をいう。以下同じ。）」と読み替えるほか、その他の規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

4| 第四条第二項、第六条から第十九条まで（第十八条第一項及び第五項を除く。）、第二十二條第一項、第二十三條から第二十九條まで及び第三十條の規定は、第一項の給付について準用する。この場合において、第六條第一項第一号中「支給要件児童のすべてが三歳に満たない児童」とあるのは「小学校修了前特例給付支給要件児童（附則第七條第一項第一号に規定する小学校修了前特例給付支給要件児童をいい、三歳に満たない児童を除く。以下同じ。）」のすべてが三歳以上小学校修了前の児童（同号イに規定する「三歳以上小学校修了前の児童」をいう。以下同じ。）」と、同号イ及びロ中「三歳に満たない児童」とあるのは「三歳以上小学校修了前の児童」と、同項第二号中「支給要件児童のうち三歳以上の児童（月の初日に生まれた児童について

は、出生の日から三年を経過した児童とする。以下同じ。）」とあるのは「小学校修了前特例給付支給要件児童のうち十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した児童」と、同号イ及びロ中「三歳以上の児童」とあるのは「十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した児童」と、「支給要件児童」とあるのは「小学校修了前特例給付支給要件児童」と、「三歳に満たない児童」とあるのは「三歳以上小学校修了前の児童」と、第十八條第二項中「被用者等でない者（被用者又は公務員でない者をいう。以下同じ。）」とあるのは「公務員でない者」と、第十九條中「第八條第一項の規定により支給する児童手当の支給に要する費用のうち、被用者に対する費用についてはその十分の八に相当する額を、被用者等でない者に対する費用に

6| 第一項の給付については、当該給付を児童手当とみなして、特別会計に関する法律その他の政令で定める法律の規定を適用する。

7| 第一項の給付に係る第二十九条の三の規定の適用については、同条中「第二十九条」とあるのは「第二十九条（附則第七条第五項において準用する場合を含む。）」と、「第十七条第一項」とあるのは「第十七条第一項（附則第七条第五項において準用する場合を含む。）」とする。

8| 第一項から第六項までに定めるもののほか、第一項の給付の受給資格及び当該給付の額についての認定の特例その他第一項から第六項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

9| 偽りその他不正の手段により第一項の給付の支給を受けた者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。ただし、刑法に正条があるときは、刑法による。

第八条 (略)

2・3 (略)

4 第四条第二項、第六条第二項、第七条から第十九条まで（第十八条第二項及び第五項を除く。）、第二十二條第一項、第二十三條から第二十九條まで、第三十條及び前條第四項の規定は、第一項の給付について準用する。この場合において、第十八條第一項中「十分の七に相当する額を同項に規定する拠出金をもつて充て、その十分の一」とあるのは「三分の一」と、第十九條中「第八條第一項の規定により支給する児童手当の支給に要する費用のうち、被用者に対する費用について

についてはその三分の一に相当する額を、それぞれ」とあるのは「附則第七条第四項において準用する第八条第一項の規定により行う附則第七条第一項の給付に要する費用についてはその三分の一に相当する額を」と、第二十六條第一項中「被用者等でない者」とあるのは「被用者等でない者（被用者又は公務員でない者をいう。以下同じ。）」と読み替えるほか、その他の規定に関し必要な技術的読替は、政令で定める。

5| 第一項の給付については、当該給付を児童手当とみなして、特別会計に関する法律その他の政令で定める法律の規定を適用する。

6| 第一項の給付に係る第二十九条の三の規定の適用については、同条中「第二十九条」とあるのは「第二十九条（附則第七条第四項において準用する場合を含む。）」と、「第十七条第一項」とあるのは「第十七条第一項（附則第七条第四項において準用する場合を含む。）」とする。

7| 第一項から第五項までに定めるもののほか、第一項の給付の受給資格及び当該給付の額についての認定の特例その他第一項から第五項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

8| 偽りその他不正の手段により第一項の給付の支給を受けた者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。ただし、刑法に正条があるときは、刑法による。

第八条 (略)

2・3 (略)

4 第四条第二項、第六条から第十九条まで（第十八条第二項及び第五項を除く。）、第二十二條第一項、第二十三條から第二十九條まで及び第三十條の規定は、第一項の給付について準用する。この場合において、第六條第一項第一号中「支給要件児童のすべてが三歳に満たない児童」とあるのは「小学校修了前特例給付支給要件児童（附則第七条第一項第一号に規定する小学校修了前特例給付支給要件児童をいい、三歳に満たない児童を除く。以下同じ。）」のすべてが三歳以上小学

てはその十分の八に相当する額を、被用者等でない者に対する費用についてはその三分の一に相当する額を、それぞれ」とあるのは「附則第八条第四項において準用する第八条第一項の規定により行う附則第八条第一項の給付に要する費用についてはその三分の一に相当する額を」と読み替えるほか、その他の規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

5  
8  
(略)

校修了前の児童（同号イに規定する「三歳以上小学校修了前の児童」をいう。以下同じ。）と、同号イ及びロ中「三歳に満たない児童」とあるのは「三歳以上小学校修了前の児童」と、同項第二号中「支給要件児童のうち三歳以上の児童（月の初日に生まれた児童については、出生の日から三年を経過した児童とする。以下同じ。）」とあるのは「小学校修了前特例給付支給要件児童のうち十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した児童」と、同号イ及びロ中「三歳以上の児童」とあるのは「十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した児童」と、「支給要件児童」とあるのは「小学校修了前特例給付支給要件児童」と、「三歳に満たない児童」とあるのは「三歳以上小学校修了前の児童」と、第十八条第一項中「十分の七に相当する額を同項に規定する拠出金をもって充て、その十分の一」とあるのは「三分の一」と、第十九条中「第八条第一項の規定により支給する児童手当の支給に要する費用のうち、被用者に対する費用についてはその十分の八に相当する額を、被用者でない者に対する費用についてはその三分の一に相当する額を、それぞれ」とあるのは「附則第八条第四項において準用する第八条第一項の規定により行う附則第八条第一項の給付に要する費用についてはその三分の一に相当する額を」と読み替えるほか、その他の規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

5  
8  
(略)

改正案	現行
<p>附則 第五十六条 旧公社法施行法附則第三十六条の規定により旧公社法施行法の施行の日において旧公社法施行法第五十四条の規定による改正後の児童手当法第七条第一項（同法附則第六条第二項、第七条第四項又は第八条第四項において準用する場合を含む。）の規定による市町村長（特別区の区長を含む。以下この条において同じ。）の認定があつたものとみなされた者が、施行日において引き続き当該認定に係る児童手当又は児童手当法附則第六条第一項、第七条第一項若しくは第八条第一項の給付（以下この条において「特例給付等」という。）の支給要件に該当するときは、その者に対する児童手当又は特例給付等の支給に關しては、施行日において同法第七条第一項（同法附則第六条第二項、第七条第五項又は第八条第四項において準用する場合を含む。）の規定による市町村長の認定があつたものとみなす。この場合において、その認定があつたものとみなされた児童手当又は特例給付等の支給は、同法第八条第二項（同法附則第六条第二項、第七条第五項又は第八条第四項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、平成十九年十月から始める。</p>	<p>附則 第五十六条 旧公社法施行法附則第三十六条の規定により児童手当法第七条第一項（同法附則第六条第二項、第七条第四項又は第八条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による市町村長（特別区の区長を含む。以下この条において同じ。）の認定があつたものとみなされた者が、施行日において引き続き当該認定に係る児童手当又は同法附則第六条第一項、第七条第一項若しくは第八条第一項の給付（以下この条において「特例給付等」という。）の支給要件に該当するときは、その者に対する児童手当又は特例給付等の支給に關しては、施行日において同法第七条第一項の規定による市町村長の認定があつたものとみなす。この場合において、その認定があつたものとみなされた児童手当又は特例給付等の支給は、同法第八条第二項（同法附則第六条第二項、第七条第四項又は第八条第四項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、平成十九年十月から始める。</p>

改 正 案		<p>別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係） 備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。</p>
(略)	(略)	
(略)	<p>児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）</p> <p>この法律（第二十九条（附則第六条第二項、第七条第五項及び第八条第四項において準用する場合を含む。）を除く。）の規定により市町村が処理することとされている事務（第十七条第一項（附則第六条第二項、第七条第五項及び第八条第四項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた第七条第一項、第八条第一項及び第十四条の規定により都道府県又は市町村が処理することとされている事務を含む。）</p>	(略)
現 行		<p>別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係） 備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。</p>
(略)	(略)	
(略)	<p>児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）</p> <p>この法律（第二十九条（附則第六条第二項、第七条第四項及び第八条第四項において準用する場合を含む。）を除く。）の規定により市町村が処理することとされている事務（第十七条第一項（附則第六条第二項、第七条第四項及び第八条第四項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた第七条第一項、第八条第一項及び第十四条の規定により都道府県又は市町村が処理することとされている事務を含む。）</p>	(略)

改 正 案	現 行
<p>（児童手当に関する経過措置）</p> <p>第六十三条 第五十九条の規定により移行型地方独立行政法人の職員となつた者であつて、当該移行型地方独立行政法人の成立の日の前日において設立団体の長又はその委任を受けた者から児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第七條第一項（同法附則第六條第二項、第七條第五項又は第八條第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による認定を受けているものが、当該移行型地方独立行政法人の成立の日において児童手当又は同法附則第六條第一項、第七條第一項若しくは第八條第一項の給付（以下この条において「特例給付等」という。）の支給要件に該当するときは、その者に対する児童手当又は特例給付等の支給に関しては、当該移行型地方独立行政法人の成立の日において同法第七條第一項の規定による市町村長（特別区の区長を含む。）の認定があつたものとみなす。この場合において、その認定があつたものとみなされた児童手当又は特例給付等の支給は、同法第八條第二項（同法附則第六條第二項、第七條第五項又は第八條第四項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該移行型地方独立行政法人の成立の日の前日の属する月の翌月から始める。</p>	<p>（児童手当に関する経過措置）</p> <p>第六十三条 第五十九条の規定により移行型地方独立行政法人の職員となつた者であつて、当該移行型地方独立行政法人の成立の日の前日において設立団体の長又はその委任を受けた者から児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第七條第一項（同法附則第六條第二項、第七條第四項又は第八條第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による認定を受けているものが、当該移行型地方独立行政法人の成立の日において児童手当又は同法附則第六條第一項、第七條第一項若しくは第八條第一項の給付（以下この条において「特例給付等」という。）の支給要件に該当するときは、その者に対する児童手当又は特例給付等の支給に関しては、当該移行型地方独立行政法人の成立の日において同法第七條第一項の規定による市町村長（特別区の区長を含む。）の認定があつたものとみなす。この場合において、その認定があつたものとみなされた児童手当又は特例給付等の支給は、同法第八條第二項（同法附則第六條第二項、第七條第四項又は第八條第四項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該移行型地方独立行政法人の成立の日の前日の属する月の翌月から始める。</p>

改 正 案	現 行
<p>附 則 第十七条 附則第十五条第三項の規定により協会の職員として採用された者であつて、協会の成立の日の前日において厚生労働大臣又はその委任を受けた者から児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第七条第一項（同法附則第六条第二項、<u>第七条第五項又は第八条第四項</u>において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による認定を受けているものが、協会の成立の日において児童手当又は同法附則第六条第一項、<u>第七条第一項若しくは第八条第一項の給付</u>（以下この条において「特例給付等」という。）の支給要件に該当するときは、その者に対する児童手当又は特例給付等の支給に関しては、協会の成立の日において同法第七条第一項の規定による市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の認定があつたものとみなす。この場合において、その認定があつたものとみなされた児童手当又は特例給付等の支給は、同法第八条第二項（同法附則第六条第二條、<u>第七条第五項又は第八条第四項</u>において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、協会の成立の日の前日の属する月の翌月から始める。</p>	<p>附 則 第十七条 附則第十五条第三項の規定により協会の職員として採用された者であつて、協会の成立の日の前日において厚生労働大臣又はその委任を受けた者から児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第七条第一項（同法附則第六条第二項、<u>第七条第四項又は第八条第四項</u>において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による認定を受けているものが、協会の成立の日において児童手当又は同法附則第六条第一項、<u>第七条第一項若しくは第八条第一項の給付</u>（以下この条において「特例給付等」という。）の支給要件に該当するときは、その者に対する児童手当又は特例給付等の支給に関しては、協会の成立の日において同法第七条第一項の規定による市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の認定があつたものとみなす。この場合において、その認定があつたものとみなされた児童手当又は特例給付等の支給は、同法第八条第二項（同法附則第六条第二條、<u>第七条第四項又は第八条第四項</u>において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、協会の成立の日の前日の属する月の翌月から始める。</p>

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（協会の職員の児童手当等の支給に関する経過措置）</p> <p>第二十八条 附則第二十六条第三項の規定により協会の職員として採用された者であつて、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日において厚生労働大臣又はその委任を受けた者から児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第七条第一項（同法附則第六条第二項、第七条第五項又は第八条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による認定を受けているものが、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日において児童手当又は同法附則第六条第一項、第七条第一項若しくは第八条第一項の給付（以下この条において「特例給付等」という。）の支給要件に該当するときは、その者に対する児童手当又は特例給付等の支給に関しては、同日において同法第七条第一項の規定による市町村長（特別区の区長を含む。）の認定があつたものとみなす。この場合において、その認定があつたものとみなされた児童手当又は特例給付等の支給は、同法第八条第二項（同法附則第六条第二項、第七条第五項又は第八条第四項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日の属する月の翌月から始める。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（協会の職員の児童手当等の支給に関する経過措置）</p> <p>第二十八条 附則第二十六条第三項の規定により協会の職員として採用された者であつて、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日において厚生労働大臣又はその委任を受けた者から児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第七条第一項（同法附則第六条第二項、第七条第四項又は第八条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による認定を受けているものが、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日において児童手当又は同法附則第六条第一項、第七条第一項若しくは第八条第一項の給付（以下この条において「特例給付等」という。）の支給要件に該当するときは、その者に対する児童手当又は特例給付等の支給に関しては、同日において同法第七条第一項の規定による市町村長（特別区の区長を含む。）の認定があつたものとみなす。この場合において、その認定があつたものとみなされた児童手当又は特例給付等の支給は、同法第八条第二項（同法附則第六条第二項、第七条第四項又は第八条第四項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日の属する月の翌月から始める。</p>